

青森県報

第五百四号

令和四年
八月二十九日
(月曜日)

目次

公安委員会

○駐車監視員資格者講習の実施……………(交通指導課) ……一

公安委員会

青森県公安委員会告示第百一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

令和四年八月二十九日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習等の期日

1 講習

令和四年十月十三日及び同月十四日午前八時五十分から午後五時三十分まで

(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで)

2 修了考査

令和四年十月二十一日午前九時から午前十時まで

(受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター 二階会議室

三 受講定員

十名程度

四 受講申込方法等

1 申込期間

令和四年十月三日から同月七日まで

(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七―七二三―四二一一 内線五一三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

ダウンロードして使用すること。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(二) 講習手数料二万円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

(一) 申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分

証明書類を提示すること。

(二) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習等を中止又は日時、場所を変更

することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

(三) 詳細については、青森県警察本部交通部交通指導課(電話〇一七―七二三―

四二二―一番)に問い合わせること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円